



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定代理納付者の指定 (政策企画課)	1
○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (食品・衛生課)	1
○共同漁業及び区画漁業の免許 (漁業管理課)	1
○共同漁業権の消滅の登録 (")	2
○共同漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め取消し (")	2
高知県公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	3

告 示

高知県告示第185号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。
 平成27年4月1日
 高知県知事 尾崎 正直

指定代理納付者		指定代理納付者に納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
東京都港区赤坂九丁目7番1号	ヤフー株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

高知県告示第186号
 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第

163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会（以下「講習会」と総称する。）の指定を平成27年4月1日付で次のとおり行った。
 平成27年4月1日
 高知県知事 尾崎 正直

- 講習会の主催者
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 - 講習会の実施期間及び実施場所
平成27年8月24日（月）から同年9月14日（月）まで
愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館
 - 講習会の講習科目及び講習時間数
（1）公衆衛生 4時間
（2）理容所及び美容所の衛生管理 14時間
 - 講習会の受講料
18,000円
 - 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先
愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所
- 高知県告示第187号**
 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり共同漁業及び区画漁業を平成27年4月1日に免許した。
 平成27年4月1日
 高知県知事 尾崎 正直

◎共同漁業権（第一種共同漁業）（2件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
共 第 1,098 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	平成26年12月高知県告示第711号の	なし	平成27年4月1日から平成35年8月

共 第 1,099 号	とおり	とおり	とおり	31日 まで
共 第 1,099 号	〃	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第二種共同漁業）（1件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
共 第 2,092 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	平成26年12月高知県告示第711号の	火光を利用してはならない。	平成27年4月1日から平成35年8月31日まで

◎共同漁業権（第三種共同漁業（飼付））（1件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
共 第 3,134 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	平成26年12月高知県告示第711	なし	平成27年4月1日から平成35年

		号の と お り		8月 31日 まで
--	--	-------------------	--	-----------------

◎共同漁業権（第三種共同漁業（つきいそ））（5件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
共 第3,815号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	平成26年12月高知県告示第711号のとおり	なし	平成27年4月1日から平成35年8月31日まで
共 第3,816号	〃	〃	〃	〃
共 第3,817号	〃	〃	〃	〃
共 第3,818号	〃	〃	〃	〃
共 第3,819号	〃	〃	〃	〃

◎区画漁業権（第一種区画漁業（魚類養殖））（1件）

漁場計画の公	漁業権者の住所及			
--------	----------	--	--	--

示の際の公示番号及び免許番号	び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第3,081号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	平成26年12月高知県告示第711号のとおり	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成27年4月1日から平成30年8月31日まで

高知県告示第188号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。
平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎共同漁業権（第一種共同漁業）（2件）

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日
平成25年9月1日	共 第1,051号	高岡郡四万十町興津1930番2地先 興津漁業協同組合 代表理事 浜田 義文	共同漁業	放棄	平成27年4月1日
〃	共 第1,052号	〃	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第二種共同漁業）（1件）

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日

平成25年9月1日	共 第2,043号	高岡郡四万十町興津1930番2地先 興津漁業協同組合 代表理事 浜田 義文	共同漁業	放棄	平成27年4月1日
-----------	-----------	--	------	----	-----------

◎共同漁業権（第三種共同漁業（飼付））（1件）

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日
平成25年9月1日	共 第3,111号	高岡郡四万十町興津1930番2地先 興津漁業協同組合 代表理事 浜田 義文	共同漁業	放棄	平成27年4月1日

◎共同漁業権（第三種共同漁業（つきいそ））（5件）

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日
平成25年9月1日	共 第3,713号	高岡郡四万十町興津1930番2地先 興津漁業協同組合 代表理事 浜田 義文	共同漁業	放棄	平成27年4月1日
〃	共 第3,714号	〃	〃	〃	〃

〃	共 第 3,715号	〃	〃	〃	〃
〃	共 第 3,716号	〃	〃	〃	〃
〃	共 第 3,717号	〃	〃	〃	〃

高知県告示第189号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区の定めを次のとおり取り消した。

平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎共同漁業権（第一種共同漁業）（2件）

告示年月日	告示番号	公示番号	漁業の種類	取消し理由	取消し年月日
平成25年5月31日	高知県告示第386号	共第1,051号	共同漁業	放棄	平成27年4月1日
〃	〃	共第1,052号	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第二種共同漁業）（1件）

告示年月日	告示番号	公示番号	漁業の種類	取消し理由	取消し年月日
平成25年5月31日	高知県告示第386号	共第2,043号	共同漁業	放棄	平成27年4月1日

◎共同漁業権（第三種共同漁業（飼付））（1件）

告示年月日	告示番号	公示番号	漁業の種類	取消し理由	取消し年月日
平成25	高知県告示	共第3,111	共同	放棄	平成27年4月

年5月31日	示第386号	号	漁業		1日
--------	--------	---	----	--	----

◎共同漁業権（第三種共同漁業（つきいそ））（5件）

告示年月日	告示番号	公示番号	漁業の種類	取消し理由	取消し年月日
平成25年5月31日	高知県告示第386号	共第3,713号	共同漁業	放棄	平成27年4月1日
〃	〃	共第3,714号	〃	〃	〃
〃	〃	共第3,715号	〃	〃	〃
〃	〃	共第3,716号	〃	〃	〃
〃	〃	共第3,717号	〃	〃	〃

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、平成29年3月31日までとする。

平成27年4月1日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

氏名	連絡先	活動区域
水田 光昭	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区
大崎 忠勝		
木山和三郎		
松井 正		

島田 作治	高知県高知南警察署生活安全課 電話番号088-834-0110（代表）	高知南地区
竹内 健二		
濱田 壽子		
五藤 広志		
大久保正司	高知県高知東警察署生活安全課 電話番号088-866-0110（代表）	高知東地区
谷 巧		
池田 正寛		

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 高知地区
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 2 高知南地区
条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とする。
- 3 高知東地区
条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域とする。